

# 札幌市高齢者 支援計画 2021

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和3(2021)～令和5(2023)年度

概要版



札幌市

# 策定にあたって

## 〈 計画の概要 〉

「札幌市高齢者支援計画 2021」は、高齢者に対し幅広く効果的な支援を行うため、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定することで、高齢者支援施策の総合的な推進と円滑な実施、地域包括ケアの深化・推進を目指すものです。

**高齢者保健福祉計画** 老人福祉法に基づき、地域における高齢者を対象とした福祉サービス全般の供給体制の確保に関して必要な事項を定める計画です。

**介護保険事業計画** 介護保険法に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のため、3年を1期として策定する計画で、介護サービス量の見込みや自立支援・介護予防・重度化防止の取組、第1号保険料額の設定などを定めています。

## 〈 計画の期間 〉

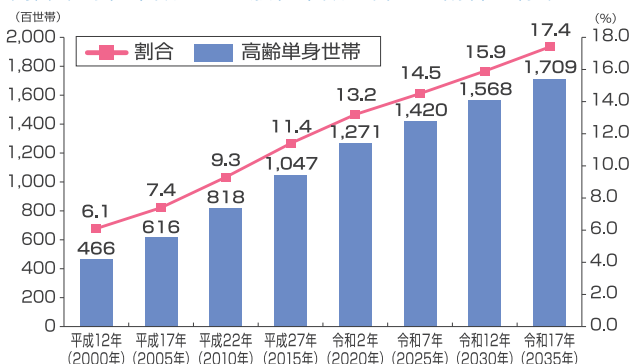
令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)の3年間です。

# 高齢者の現状と課題

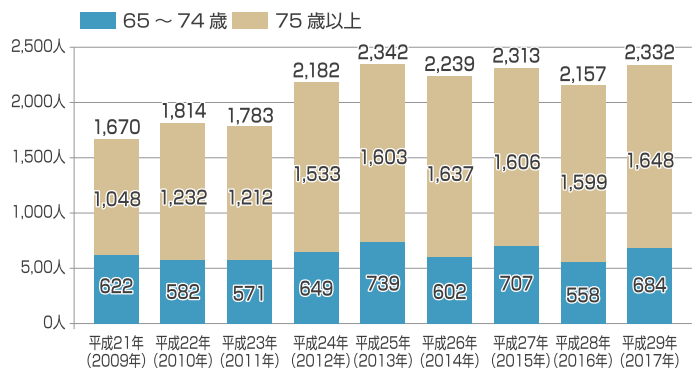
## 高齢者人口・世帯等の状況

- 札幌市の高齢化率は、北海道、全国に比べて低くなっています。
- 高齢単身世帯数は年々増加しています。
- 道内他市町村からの転入超過が続いており、75歳以上の転入者が多い傾向です。

高齢単身世帯数及び一般世帯数に占める割合の将来見通し



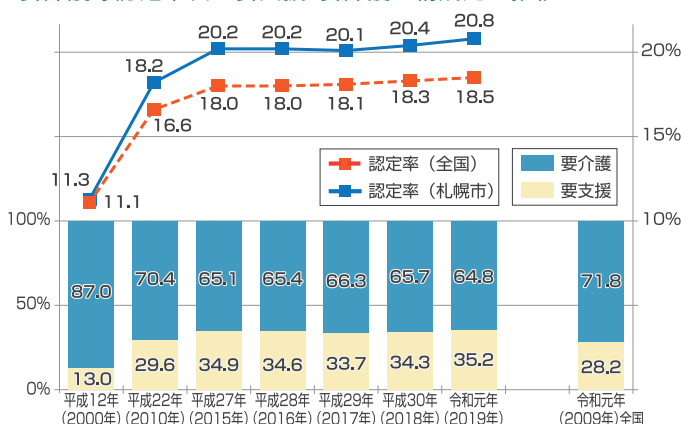
高齢者の道内からの転入超過数の推移



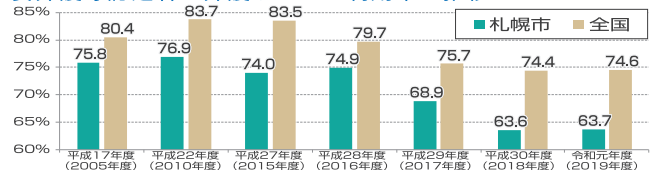
## 介護サービスの利用状況

- 札幌市の認定率は、全国に比べて高く、要支援者の割合が高いのが特徴です。
- 認定者のサービス利用割合は全国に比べて低いものの、第1号被保険者のサービス利用割合は全国と同程度です。

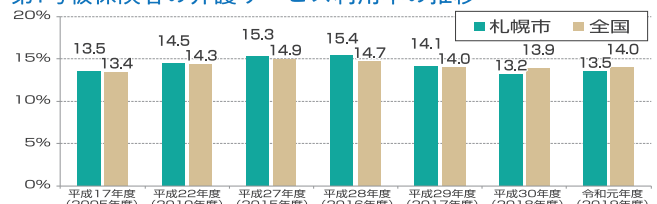
要介護等認定率及び要支援・要介護の構成比の推移



要介護等認定者の介護サービス利用率の推移



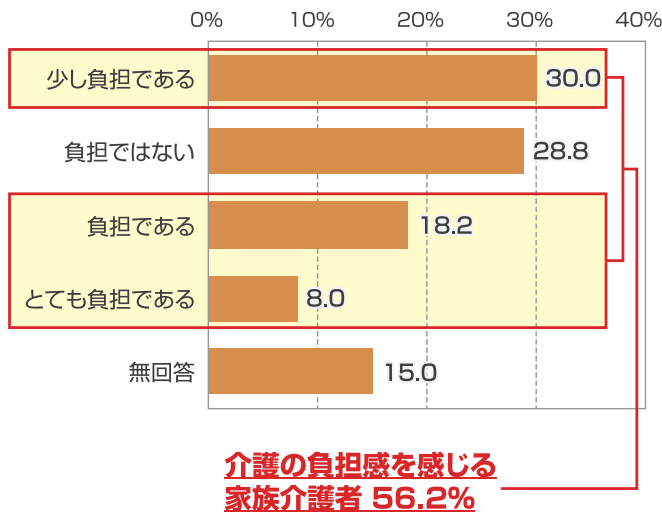
第1号被保険者の介護サービス利用率の推移



## 家族介護者や生活環境の状況

介護に負担を感じている家族介護者が一定数います。

### 介護の負担感



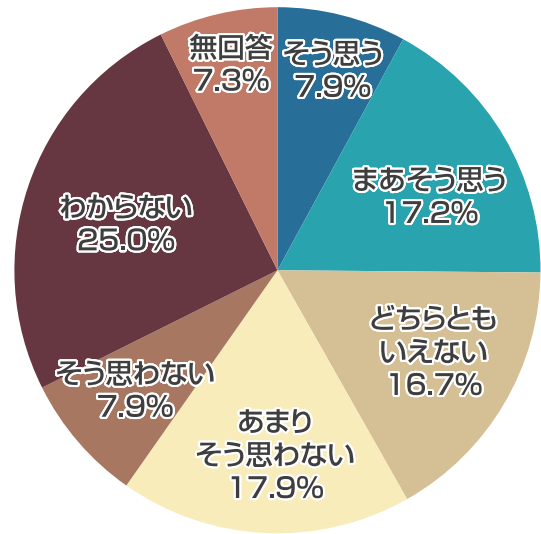
資料：札幌市保健福祉局  
「要介護(支援)認定者意向調査」(令和元年度(2019年度))

- 家族介護者の負担も考慮した介護サービスの充実が必要です。

## 高齢者の心身の状況と活動状況

社会参加の機会がないと思う高齢者が一定数います。

### 社会参加の機会があると思うか



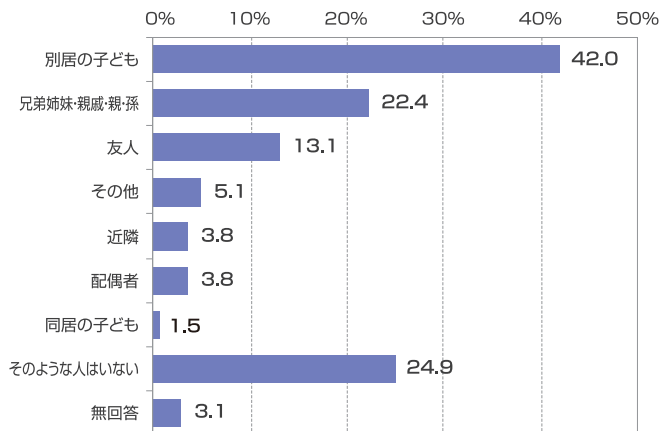
資料：札幌市保健福祉局  
「高齢社会に関する意識調査(65歳以上)」  
(令和元年度(2019年度))

- 高齢者が活躍できる社会づくりが必要です。

## 地域での高齢者の生活と支援体制

看病や世話をしてくれる人がいないひとり暮らしの高齢者がいます。

### 看病や世話をしてくれる人 (複数回答)

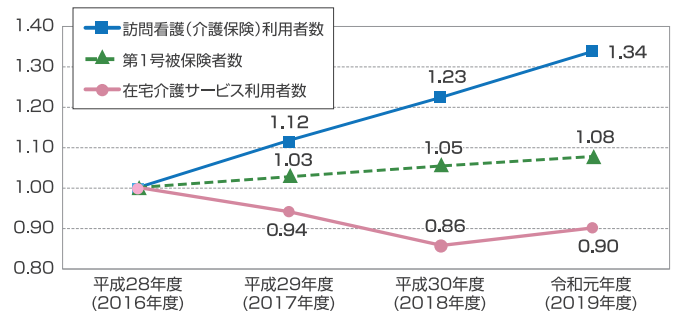


資料：札幌市保健福祉局  
「高齢社会に関する意識調査(65歳以上)」  
(令和元年度(2019年度))

- 周囲とのつながりの弱い高齢者を地域資源を活用して地域全体で支える体制整備が必要です。

医療系介護サービスのニーズが高くなっています。

### 第1号被保険者数、在宅介護サービス利用者数、訪問看護利用者数の推移 (平成28年度を1とした場合の指数)



在宅介護サービス  
…介護サービスのうち、施設サービス(介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)と居住系サービス(特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)、認知症対応型共同生活介護)を除いたサービス。

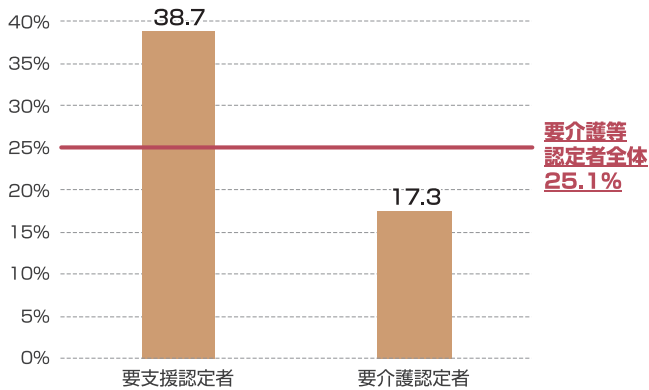
資料：札幌市保健福祉局

- 医療と介護の一層の連携が必要です。

## 要介護・要支援認定者の状況

介護予防サービスを利用しない要支援認定者が多くいます。

### 介護(予防)サービスの未利用率



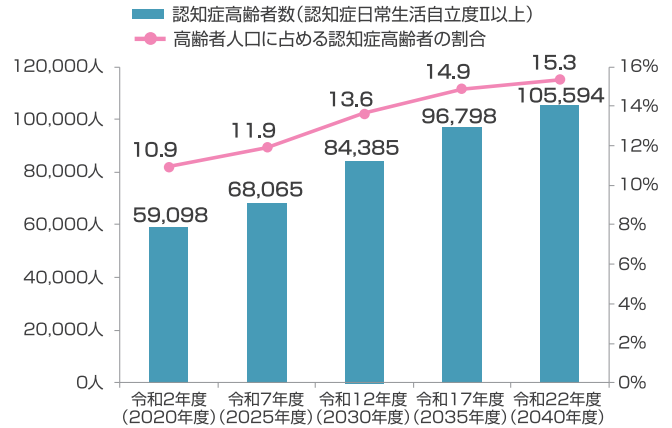
資料：札幌市保健福祉局

- 相談機関や介護予防活動につなげるなど、自立した生活が継続されるよう支援が必要です。
- 介護保険サービスだけではなく、セルフケアや地域の互助による取組、民間サービスの活用など、多様な方法で介護予防に取り組める地域づくりが必要と考えます。

## 認知症高齢者の状況

認知症高齢者は今後も増加が見込まれます。

### 認知症高齢者数及び高齢者人口に占める割合の将来見通し



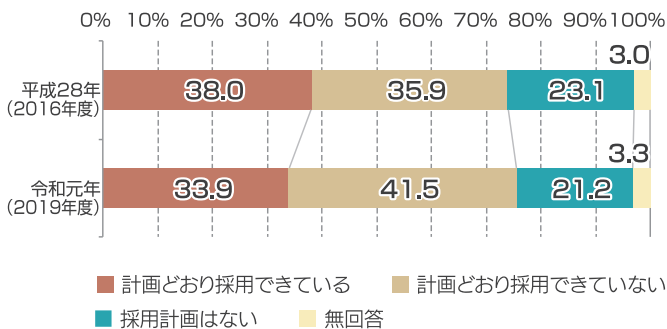
資料：札幌市保健福祉局

- 普及啓発の取組、相談先の周知により早期相談・早期支援につなげる必要があります。
- 認知症高齢者グループホームや、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域密着型サービスの整備が必要です。

## 介護サービス提供事業者の状況

職員を計画どおり採用できていない事業所が増加しています。

### 常勤職員の採用状況



資料：札幌市保健福祉局

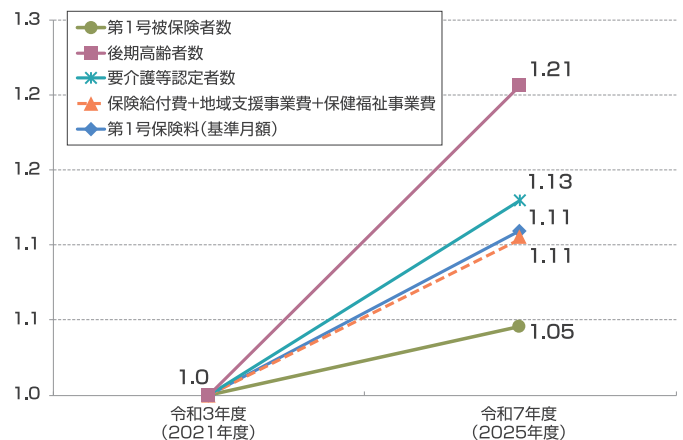
「介護保険サービス提供事業者調査」  
(平成28年度(2016年度)、令和元年度(2019年度))

- ニーズ増加に備えた人材確保・育成や、介護サービス提供にかかる業務改善が必要です。

## 介護保険制度の現状と課題

保険給付費や保険料は今後増加が見込まれます。

### 保険給付費・地域支援事業費・保健福祉事業費、第1号保険料等の将来見通し (令和3年度を1とした場合の指数)



資料：札幌市保健福祉局

- 適切かつ自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した持続可能な制度運営が必要です。

# 基本目標

## 〈基本目標〉

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)と、さらに先の団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、地域包括ケア体制の深化に向けた基盤整備を進めることとし、以下の基本目標を掲げます。

**いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり**

## 〈札幌市が目指す高齢者支援体制〉

札幌市が目指す「誰もが健康的で安心して暮らせるまち」に向け、次に掲げる支援体制を強化することにより、令和22年(2040年)を見据えた地域包括ケア体制の基盤強化を進めます。

### 高齢者と家族を支える支援体制の充実

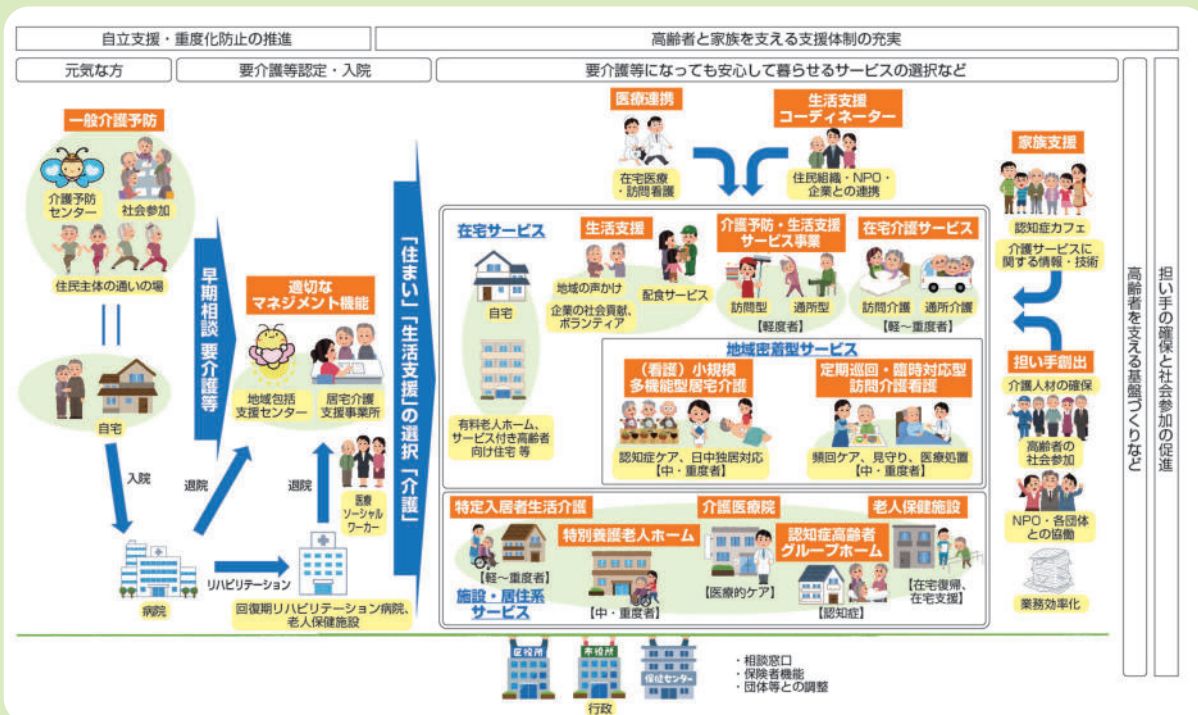
- ① 高齢者支援の中核として、地域包括支援センターの機能、体制強化
- ② 生活の場となる住まい・施設の実態把握と今後のあり方を検討
- ③ 複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に連携して対応できる支援体制を構築
- ④ その時々ニーズに対応した、効果的かつ効率的な介護サービスが提供できるよう、保険者機能を強化

### 自立支援・重度化防止の推進

- ⑤ 保険者機能を発揮した、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの推進
- ⑥ 予防と共生を両輪とする認知症施策の推進
- ⑦ 関係機関と連携した健康寿命延伸の取組の推進

### 担い手の確保と社会参加の促進

- ⑧ 簡素化・標準化・ICT等の活用による介護現場の業務効率化
- ⑨ 意欲のある高齢者を地域での介護予防活動などに結び付ける仕組みづくり
- ⑩ 自助・互助が息づく地域づくりの推進
- ⑪ 社会参加への意識醸成と機会の拡大を検討



### SDGsの主な関連目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

# 施策の体系と展開

基本目標に向けた取組を進めるにあたり、高齢者保健福祉に関する施策を7つに分けて展開していきます。

## ＜施策1＞ 高齢者支援の基盤整備と社会参加の促進

- 👉 高齢者人口と生産年齢人口が逆転する社会構造にあっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための基盤づくり
- 👉 多くの高齢者が、積極的に社会参加することで、本人の健康や生きがい向上するとともに、高齢者の活躍が地域社会に生かされていくように、きっかけづくりや活躍の場につなげる環境づくり
- 👉 超高齢社会にあっても、持続可能な支援体制の構築

### 主な取組

#### ◆介護サービス等の充実

- |  |  |
|--|--|
| ● 居宅サービスの確保<br>● 特別養護老人ホームの整備<br>● 介護保険施設等開設準備経費補助事業 | ● 住宅確保要配慮者居住支援事業<br>● サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 |
|--|--|

#### ◆高齢者が活躍できる地域づくり

- |  |   |
|--|---|
| ● シニア世代の社会参加に係る啓発事業<br>● シニアワーキングさっぽろの開催<br>● まちづくりパートナー協定企業との連携 | ● 介護サポートポイント事業の実施<br>● 心のバリアフリー推進事業 <b>新規</b><br>● 公社)札幌市シルバー人材センターへの支援 |
|--|---|

#### ◆高齢者が暮らしやすい環境づくり

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| ● 福祉のまちづくり推進会議の開催<br>● 「札幌市バリアフリー基本構想」に基づく整備促進 | ● 民間公共的施設バリアフリー化推進のための財政的支援 <b>新規</b> |
|--|---------------------------------------|

## ＜施策2＞ 地域の連携強化と地域共生社会の実現

- 👉 高齢者や家族介護者の多様なニーズに対応できるよう、多機関協働による包括的支援体制の構築
- 👉 高齢化に伴い増加する医療的ケアのニーズに対応するため、医療と介護の関係者間のネットワーク機能の強化等

### 主な取組

#### ◆多様な支援ニーズに対応した支援機関の機能強化

- |   |   |
|---|---|
| ● 仮称)基幹型支援センター <b>新規</b><br>● 区役所における総合的・横断的な相談対応 | ● 専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みの構築 <b>強化</b> |
|---|---|

#### ◆相談・見守り体制の充実、医療と介護の連携強化

- |  |  |
|--|--|
| ● 地域包括支援センターの機能強化 <b>強化</b><br>● 地域ケア会議の推進<br>● あんしんコール事業の実施 | ● 在宅医療・介護連携推進事業<br>● さっぽろ医療計画推進事業<br>● 高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業 |
|--|--|

## ＜施策3＞ 介護予防・健康づくり施策の充実

- 👉 身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及啓発を進めるとともに、専門職の関与による効果的な住民主体の介護予防活動の充実に向けて支援
- 👉 健康寿命の延伸に向けて、高齢者の健康づくりの取組を支える環境を充実

### 主な取組

#### ◆介護予防活動の推進

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ● 介護予防活動の充実 | ● 地域ケア会議の推進(再掲) |
|-------------|-----------------|

#### ◆高齢期の健康づくり

- |                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| ● データの活用による地域分析 <b>新規</b> | ● 後期高齢者健康診査及び特定健康診査の実施 |
|---------------------------|------------------------|

## 《施策4》認知症施策の推進

- ☝ 認知症になっても本人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行う。また、認知症を早期発見し適切な支援につなげられる体制づくりを進める。
- ☝ 状況に応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスを提供するネットワークを構築し、必要な介護サービスを整備することで認知症の人とその家族を支える。

### 主な取組

#### ◆認知症の方と家族を支える地域づくり

- 認知症サポーター養成講座の実施
- 認知症カフェの支援
- 成年後見制度における中核機関の設置 **新規**
- 認知症に関する相談窓口の周知
- 認知症初期集中支援の実施
- 成年後見制度の利用促進 **強化**

#### ◆認知症の方を支える介護サービス等の充実

- 認知症高齢者グループホームの整備
- 地域密着型サービスの充実

## 《施策5》人材確保と業務効率化の取組

- ☝ 介護職員のほか介護分野に携わる専門職を確保する取組を進めます。
- ☝ ICTの活用などにより介護現場の業務効率化を図ります。
- ☝ 元気な高齢者やボランティアの活躍など、社会全体で地域包括ケア体制を支える取組を進めます。

### 主な取組

#### ◆超高齢社会を支える担い手の確保

- 若年層に対する介護のイメージアップ啓発
- 外国人介護人材の確保に対する支援
- 介護のおしごとPR動画作成 **新規**
- 新任介護職員・育成担当者向けのフォローアップ研修 **新規**
- 地域人材の介護助手活用促進 **強化**

#### ◆超高齢社会を見据えた業務効率化

- 介護現場におけるAI・ICT普及促進 **新規**
- 文書負担の軽減 **新規**
- 介護認定審査会の簡素化等による業務効率化推進 **強化**

## 《施策6》災害・感染症対策の体制整備

- ☝ 災害にあっても、安定的に介護サービスを提供できる体制づくりの強化等を図ります
- ☝ 感染症の発生に備えて運営体制を強化するほか、感染症拡大防止に向けた対策等を講じます。

### 主な取組

#### ◆防災に向けた備えの強化

- 要配慮者二次避難所(福祉避難所)の確保
- 新設特別養護老人ホームの非常用自家発電設備補助

#### ◆感染症対策の強化

- 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)策定の促進 **新規**
- 介護事業所に対する感染症研修等の実施 **新規**

## 《施策7》安定した介護保険制度の運営

- ☝ 公平公正かつ自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した事業運営を行います。
- ☝ 保険者機能を発揮し、PDCAサイクルにより給付適正化を図ります。
- ☝ 効率的かつ効果的に介護サービス等の質を向上させる取組を推進します。

### 主な取組

#### ◆適切で安定的な事業運営

- 縦覧点検・医療情報との突合
- ケアプラン点検の実施 **強化**
- 高額介護サービス費等の申請勧奨と支給 **強化**

#### ◆介護保険サービス等の質の向上

- 介護サービス事業者への指導及び指導事項等の公表
- 事業者情報の公表の促進
- 認知症高齢者グループホームの外部評価結果の公表の促進
- 認知症高齢者グループホーム管理者連絡会議の支援
- ケアマネジメントの基本方針 **新規**

# 介護保険サービスの見込み等

## 〈 第1号被保険者数の見込み 〉

第1号被保険者数は令和3年度には約55万人、令和7年度には57万人を超えることが見込まれます。

(単位:人、各年10月1日現在)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
第1号被保険者数	545,570	554,029	563,462	570,398
65歳~74歳	280,101	275,191	267,681	250,146
75歳以上	265,469	278,838	295,781	320,252

## 〈 要介護等認定者数の見込み 〉

今後も、高齢化の進展に伴い要介護等認定者数は増えていくことが予想され、令和3年度には約12万人、令和7年度には約13万人まで増加すると見込まれます。

(単位:人、( )内は各被保険者数に占める認定者数の割合、各年10月1日現在)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
要介護等認定者数	117,671	122,890	128,701	132,989
第1号被保険者の 認定者数	115,782 (21.2%)	121,018 (21.8%)	126,836 (22.5%)	131,118 (23.0%)
第2号被保険者の 認定者数	1,889 (0.3%)	1,872 (0.3%)	1,865 (0.3%)	1,871 (0.3%)



## 〈 介護サービスの利用者数の見込み 〉

高齢者人口の増加等に伴い、今後も介護サービスの利用者数は増加していくと予想されます。

(単位:人/月、( )内はサービス利用率、各年10月1日現在)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
サービス利用者数	74,014 (62.9%)	77,150 (62.8%)	80,667 (62.7%)	<b>83,279</b> (62.6%)
居宅サービス・ 介護予防サービス	54,859	57,490	60,649	<b>62,566</b>
施設・ 居住系サービス	19,155	19,660	20,018	<b>20,713</b>

※居宅サービス・介護予防サービスは、地域密着型サービスを含み、施設・居住系サービスに該当するものを除きます。

※施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(地域密着型と介護予防を含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)です。

## 〈 介護保険施設等の整備目標 〉

本計画期間における介護保険施設等の整備目標は以下のとおりです。

		令和2年度 (2020年度) 見込み (累計)	目 標 <sup>※1</sup>			計画期間 合計
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	定員 (人)	7,073	200	200	200	<b>600</b>
介護老人保健施設	定員 (人)	4,515	—	—	—	—
認知症高齢者 グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	定員 (人)	4,552	70	70	70	<b>210</b>
特定施設入居者生活 介護	定員 (人)	5,990	150	100	—	<b>250</b>
介護医療院	転換 <sup>※2</sup> (人)	—	130	230	126	<b>486</b>

※1 特定施設入居者生活介護のみ募集年度、その他は着工年度で計上

※2 介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分の合計を計上  
(令和2年(2020年)11月末時点における実績を基に算出)

## 事業費の見込みと第1号保険料

### 〈 保険料段階 〉

段階設定は、被保険者それぞれの負担能力に応じて保険料を負担していただくため、13段階とします。

また、低所得者負担の軽減という観点から、本計画においても引き続き、前計画と同様に第1段階から第3段階までの被保険者について、保険料の負担割合を軽減します。

### 〈 事業費の見込みと第1号保険料 〉

サービスに要する費用の増加により、本計画の第1号保険料で負担する額は3年間で1,109億円程度となり、前計画における見込額と比べて7%程度の増加が見込まれます。

### 費用見込額等の変化

前計画 平成30～令和2年度 (2018～2020年度)	サービスに要する費用額 (3年間累計)	高齢者人口(3年間累計) 〔 第1号保険料の 負担人数の見込み 〕
費用の全体	<b>4,583億円</b>	<b>159万人</b>
公費負担分(50%)	3,539億円	
第2号保険料分(27%)		
第1号保険料分(23%)	<b>1,044億円</b>	



本計画 令和3～5年度 (2021～2023年度)	サービスに要する費用額 (3年間累計)	高齢者人口(3年間累計) 〔 第1号保険料の 負担人数の見込み 〕
費用の全体	<b>4,843億円程度</b>	<b>166万人</b>
公費負担分(50%)	3,734億円程度	
第2号保険料分(27%)		
第1号保険料分(23%)	<b>1,109億円程度</b>	

前計画における第1号保険料の基準額(月額)は5,773円となっています。

本計画について、第1号保険料で負担する額である約1,109億円をまかなうために必要となる第1号保険料の基準額(月額)は5,986円程度となります。

この金額に対して、「札幌市介護給付費準備基金」を活用し、保険料の上昇抑制策を実施すると、基準額(月額)は、前計画と同額の5,773円となります。

## 札幌市の保険料段階設定と所得段階別第1号保険料

段 階	対 象 者	平成30年度(2018年度) ~令和2年度(2020年度) 各年度の保険料	令和3年度(2021年度) ~令和5年度(2023年度)	
			各年度の 保険料	負 担 割 合
第1段階	生活保護を受給している方 中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	※ 20,783円	20,781円	<b>基準額 ×0.30</b>
	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方			(軽減前負担割合) 基準額 ×0.50
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下の方	※ 34,638円	34,635円	<b>基準額 ×0.50</b> (軽減前負担割合) 基準額 ×0.65
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 120万円を超える方	※ 48,493円	48,489円	<b>基準額 ×0.70</b> (軽減前負担割合) 基準額 ×0.75
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、 本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	62,348円	62,343円	<b>基準額 ×0.90</b>
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、 本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80万円を超える方	69,275円 (月額5,773円)	69,270円 (月額5,773円)	<b>基準額</b>
第6段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が125万円未満の方	79,667円	79,661円	<b>基準額 ×1.15</b>
第7段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	86,594円	86,588円	<b>基準額 ×1.25</b>
第8段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	103,913円	103,905円	<b>基準額 ×1.50</b>
第9段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	121,232円	121,223円	<b>基準額 ×1.75</b>
第10段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	138,550円	138,540円	<b>基準額 ×2.00</b>
第11段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	145,478円	145,467円	<b>基準額 ×2.10</b>
第12段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	152,405円	152,394円	<b>基準額 ×2.20</b>
第13段階	本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額が800万円以上の方	159,333円	159,321円	<b>基準額 ×2.30</b>

※ 平成30年度(2018年度)~令和2年度(2020年度)にかけて、各年度の負担割合を段階的に軽減しており、表中に記載している保険料額は令和2年度(2020年度)のもの。

# 札幌市高齢者支援計画 2021

概要版

令和3年(2021年)3月発行

発行:札幌市

編集:札幌市保健福祉局高齢保健福祉部

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

高齢福祉課 電話:(011)211-2976 FAX:(011)218-5179

介護保険課 電話:(011)211-2547 FAX:(011)218-5117



さっぽろ市  
01-F03-21-595  
R3-1-66

**SAPPORO**